

大雪地区広域連合議会事務局設置条例

平成 15 年 9 月 3 日

条例第 3 号

(事務局の設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 292 条で準用する法第 138 条第 2 項の規定により、大雪地区広域連合議会に事務局を置く。

(職員の設置)

第 2 条 事務局に、事務局長、書記の職員を置く。

2 職員の定数は、別に定める。

(委任)

第 3 条 法令又はこの条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 9 月 3 日から施行する。